

講義 1：鳥獣保護管理法の改正、「ニホンザル被害対策強化の考え方」について

環境省自然環境局
野生生物課 鳥獣保護管理室

1. 鳥獣保護管理法の改正

平成 27 年 5 月から施行の改正鳥獣法

- ・鳥獣保護管理法の沿革と主な改正点
- ・鳥獣の「管理」について

2. ニホンザル被害対策強化の考え方

平成 26 年 4 月に環境省・農水省から出された 10 年目標

- ・ニホンザル生息分布の拡大
- ・増える捕獲数と高止まる農業被害
- ・ニホンザルの「加害群の半減」目標は、加害レベルの半減目標
- ・ニホンザルの特性に応じた効果的な対策を

3. 対策強化策

鳥獣保護管理法の特定計画と鳥獣被害防止特措法の被害防止計画との連携

- ・特定計画策定の目的
- ・計画達成のための三本柱
- ・鳥獣被害防止特措法の目的
- ・都道府県と市町村の連携へ

4. ガイドラインと保護管理レポート

ニホンザルの計画的な管理のために

- ・特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）の改訂
- ・毎年作成される保護及び管理に関するレポート（平成 24 年度～）

鳥獣保護法の改正、 「ニホンザル被害対策強化の考え方」 について

平成28年10月17日
特定鳥獣の保護・管理に係る研修会（上級編ニホンザル）
環境省 自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室

鳥獣保護管理法制の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

明治6年 鳥獣猟規則の制定

- ・銃猟のみ規制の対象
- ・銃猟の免許鑑札制
- ・銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで
- ・日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止

明治25年 狩猟規則の制定

- ・猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加
- ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定

明治28年 狩猟法の制定

- ・職猟と遊猟の区別を廃止

大正7年 狩猟法の制定(全部改正)

- 現行法の骨格が完成
- ・保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定
 - ・保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止

昭和25年 狩猟法の改正

- ・鳥獣保護区制度の創設
- ・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入

昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(改称)

- ・鳥獣保護思想の明確化
- ・鳥獣保護事業計画制度の創設

(※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管)

平成11年 鳥獣保護法の改正

- ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設
- ・国と都道府県の役割の明確化

平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定(ひらがな化)

- ・指定猟法禁止区域制度の創設
- ・捕獲鳥獣の報告を義務化

平成18年 鳥獣保護法の改正

- ・網・わな免許の分離
- ・鳥獣保護区における保全事業の実施
- ・輸入鳥獣の標識制度の導入

(※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

- ・市町村への捕獲許可権限の委譲

平成26年 鳥獣保護法の改正

- ・鳥獣の管理の強化
- ・指定管理鳥獣捕獲等時用の創設
- ・認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える(第1条)。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する(第2条)。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
 鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
 鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める(第4条)。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける(第7条及び第7条の2)。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(第一種特定鳥獣)の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(第二種特定鳥獣)の管理に関する計画

※希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができることとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。



夜間に撮影されたニホンジカ

(第14条の2)

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする(第18条の2から第18条の10)。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができることとする(第38条の2)。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(20歳以上→18歳以上)(第40条)等

※ 平成27年5月29日(一部は公布日施行)

鳥獣保護管理法の体系

【法律の目的】

鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施、猟具の使用に係る危険の予防

↓
生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与

国（環境省）

基本指針

技術的支援・助言

都道府県

鳥獣保護管理事業計画

第一種特定鳥獣保護計画

第二種特定鳥獣管理計画

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

● 生息環境の保護・整備

- ・ 国指定鳥獣保護区の指定等
- ・ 都道府県指定鳥獣保護区の指定等

● 鳥獣の捕獲規制

- ・ 狩猟鳥獣、希少鳥獣、指定管理鳥獣の指定
 - ・ 狩猟制度の管理
 - ・ 希少鳥獣の捕獲許可、保護・管理計画の策定等
-
- ・ 狩猟制度の運用
 - ・ 捕獲許可（有害鳥獣捕獲等）の運用

● その他

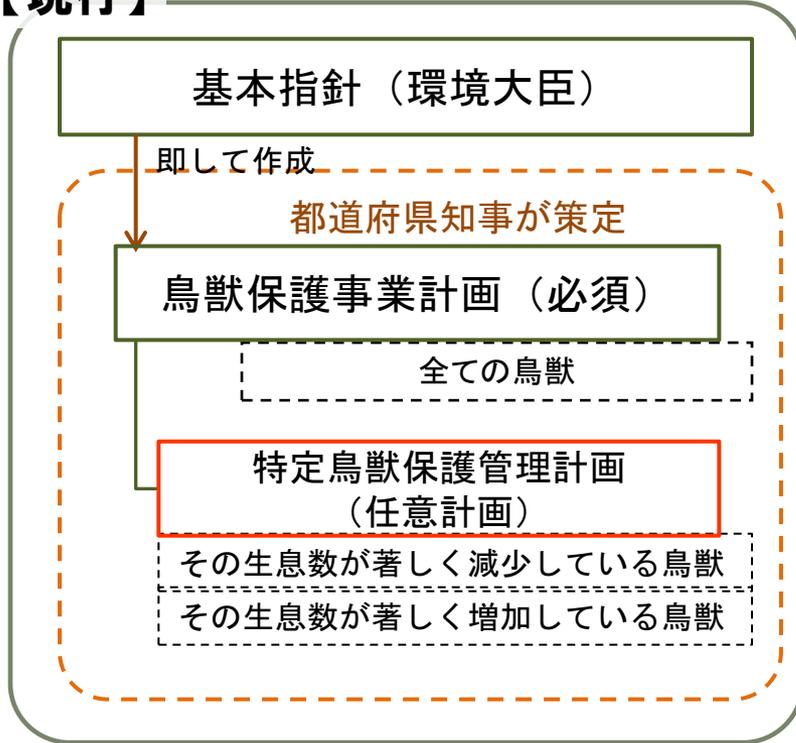
- ・ 生息状況の調査、放鳥獣、傷病鳥獣の保護等
- ・ 鳥獣捕獲等事業の認定

任意

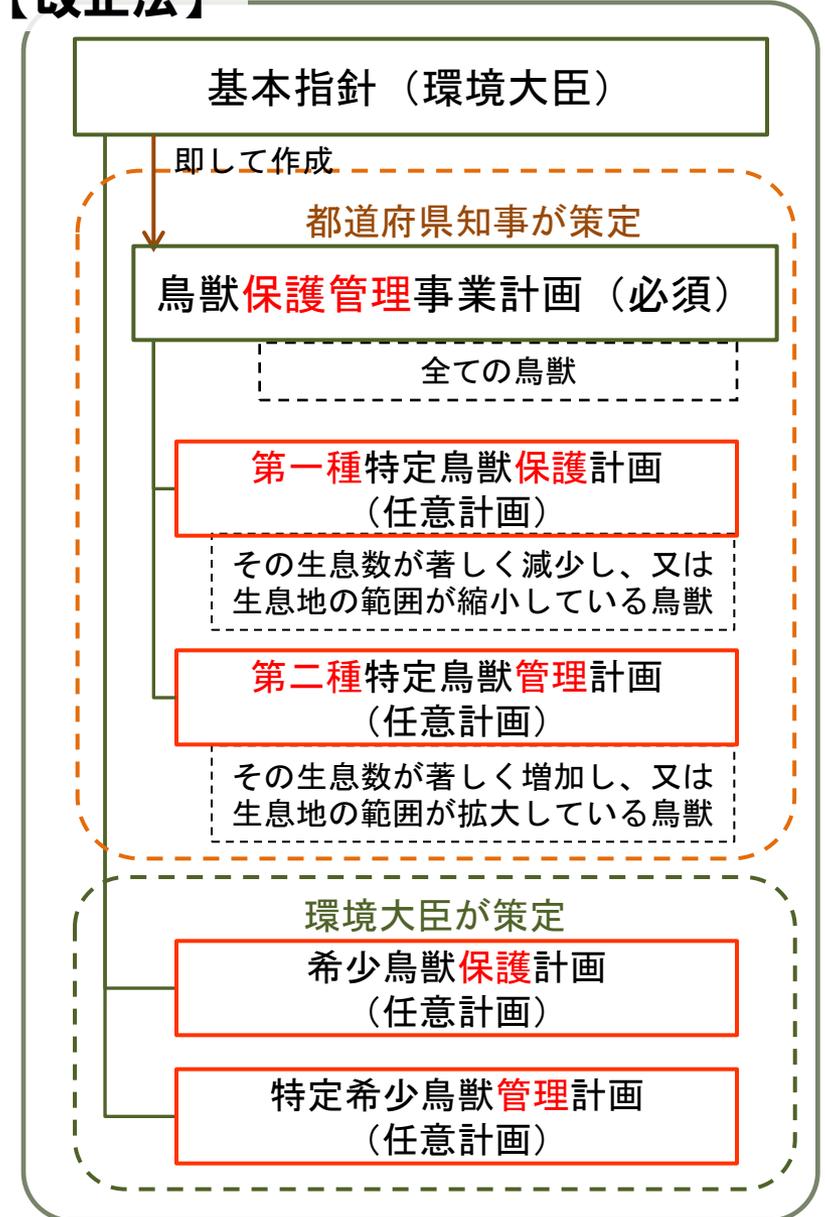
任意

施策体型の整理 (第3条、第4条、第7条～第7条の4)

【現行】



【改正法】



指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】

指定管理鳥獣※の指定 (環境省)

※ 集中的かつ広域的に管理を図る必要があるもの

※ ニホンジカ、イノシシを指定

基本指針に「指定管理鳥獣の管理に関する事項」を記載 (環境省)

第二種特定鳥獣管理計画 (都道府県)

指定管理鳥獣捕獲等事業に関する 実施計画 (都道府県)

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 (都道府県又は国の機関)

※ 事業の全部又は一部について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に対し、委託することができる。

指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- **捕獲等**の禁止 (法第8条) を適用しない。
- **鳥獣の放置**の禁止 (法第18条) を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- **夜間銃猟**の禁止 (法第38条第1項) を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業
を実施する者（法人）

申請

都道府県知事

【認定の基準】

- ① 安全管理を図るための体制が基準に適合
- ② 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- ③ 従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- ④ 従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- ⑤ その他事業実施のために必要な基準に適合

※ 夜間銃猟をしない場合は②を除く。

※ 基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合

認定（有効期間3年）

認定鳥獣捕獲等事業者

認定の効果

<法律上の効果>

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となる（全ての基準を満たした事業者に限る）
- 名称使用制限（認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保）
- 従事者の適性試験の免除
- 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象（法人として許可の対象となる）
- 銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象となる
- 鳥獣の管理に係る目的の捕獲に従事した捕獲従事者は狩猟税を免除

<その他の効果>

- 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化等

HPアドレス:

<http://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture5.html>

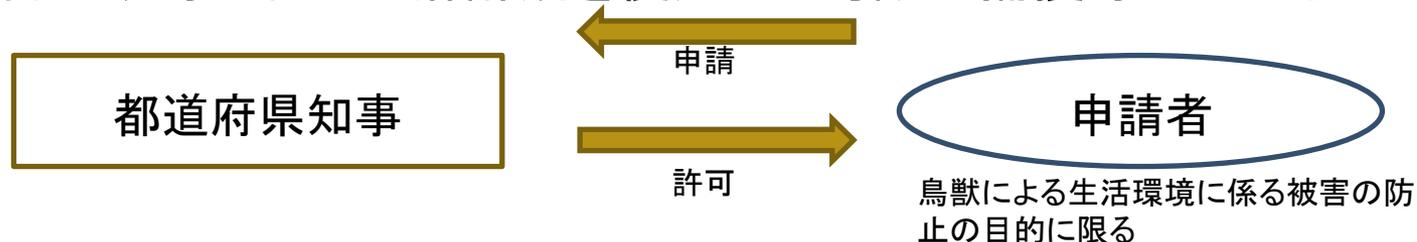
住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

背景

ニホンザルなどの獣類が住宅地や集落付近に出没し、「人家への侵入」「器物の破損」「人への威嚇」などの生活被害や「咬傷」などの人身被害が発生

改正の概要(法38条、法38条の2)

都道府県知事の許可を受けた者は、生活環境に係る被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等ができることとする。



パンフレット:住居集合地域等における麻醉銃の取扱いについて

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5/masuijyu.pdf>

注：別途 鳥獣の捕獲等の許可が必要
麻薬の種類、量に応じ危険猟法の許可も必要

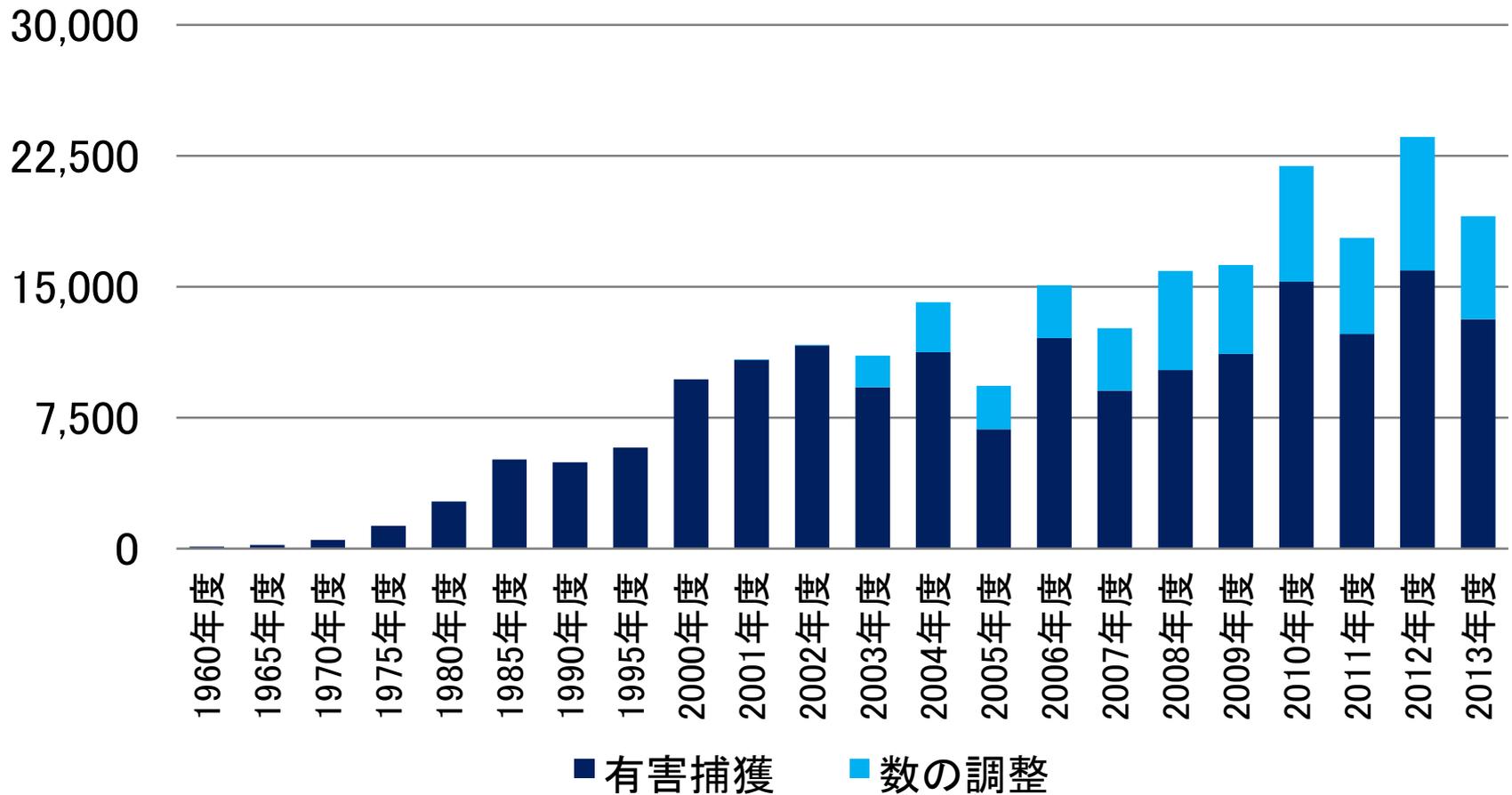
ニホンザルの群れの分布

12年間で全国の分布メッシュ数が
ニホンザルで約1.5倍に拡大。



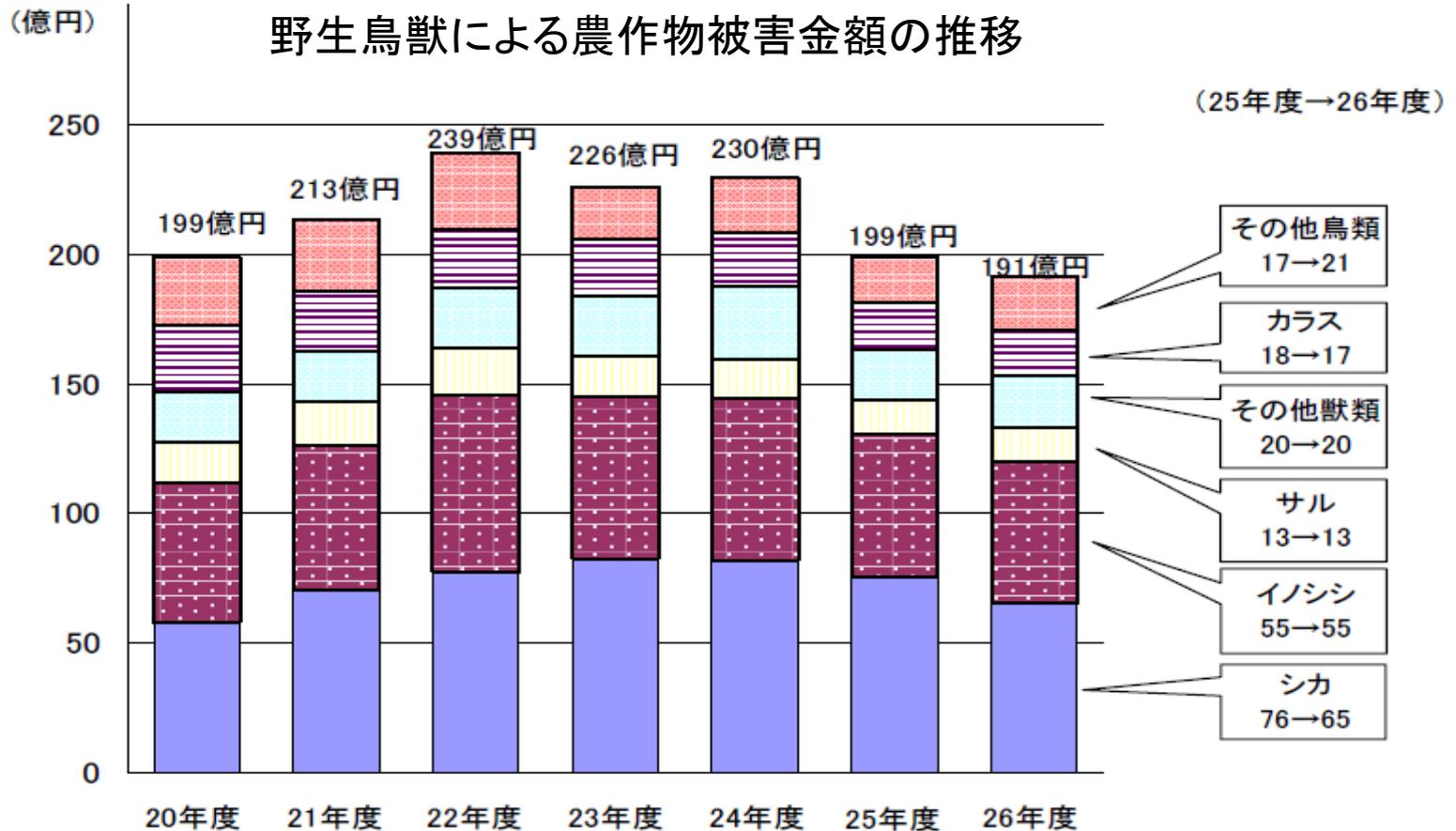
ニホンザル捕獲数の推移

ニホンザル捕獲数 (近年13年、過去5年ごと)



鳥獣による農作物被害の状況

- 農作物の近年の被害総額は、200億円前後で高止まり。獣類の被害が約8割。
- 全体のうち、ニホンザルの被害は約1割（約7%）。
- さらに、鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に農山漁村に深刻な影響。



※ 農林水産省資料

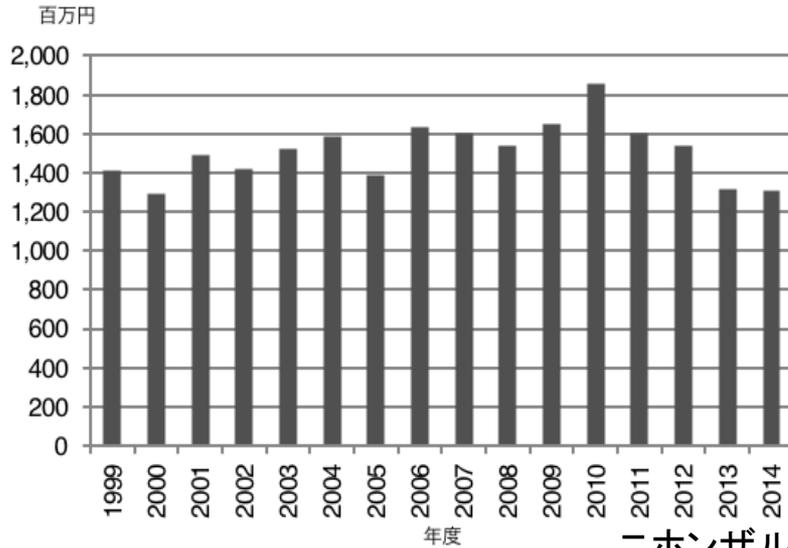
注1: 都道府県からの報告による。

注2: ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

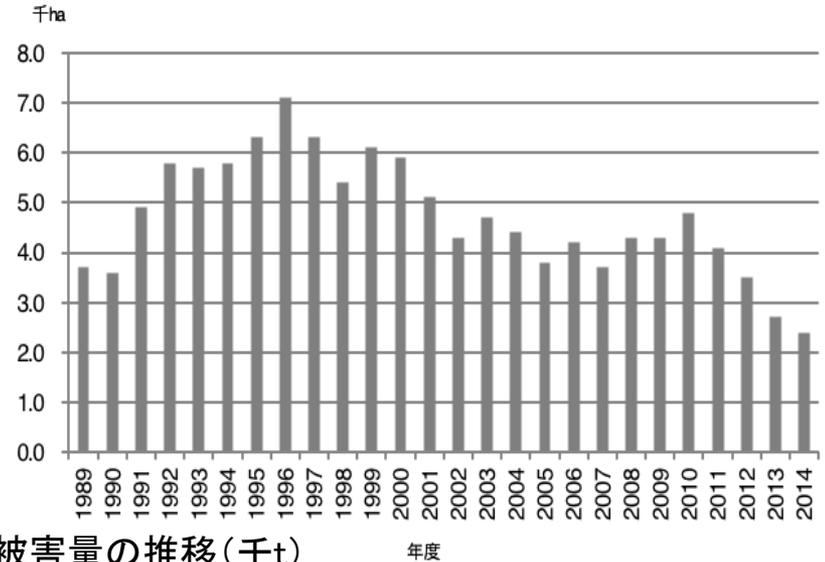
ニホンザルによる農作物被害の状況

○ ニホンザルによる農作物の近年の被害額・面積は減少傾向。被害量は増減しながら横ばい。

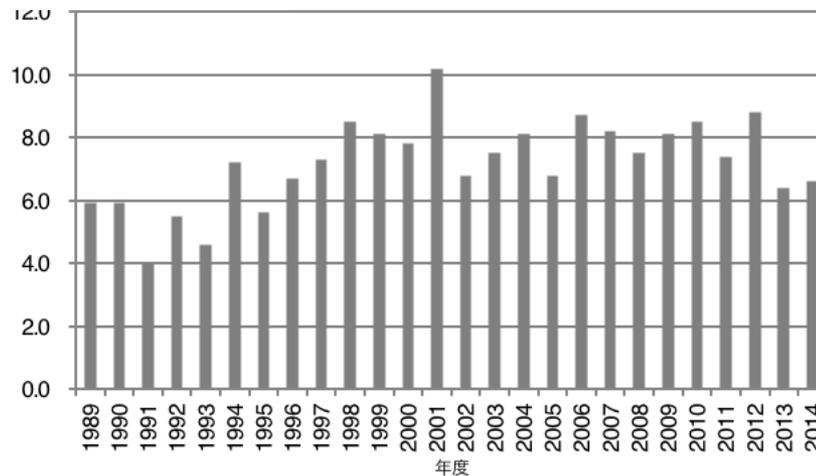
ニホンザルによる農作物被害金額の推移(百万円)



ニホンザルによる農作物被害面積の推移(千ha)



ニホンザルによる農作物被害量の推移(千t)



※ 農林水産省HP資料より作成

ニホンザル被害対策強化の考え方

平成26年4月23日（農林水産省・環境省）

- ニホンザルの被害対策としてこれまで行われてきた総合的対策（被害防除（柵の設置、追い払い）、生息環境管理（緩衝帯の設置、放任果樹の除去）、個体数管理（捕獲））について、今後、被害の軽減につながる効果的な捕獲を中心とした対策の考え方へと転換し、10年後（平成35年度）までに加害群の数を半減することを目標として対策を強化。

※ただし、侵入防止柵の設置や追い払いなどにより、群れの加害レベルを下げることも含む。

- 捕獲目標達成に向けて、群れを単位とした対策として、加害群の排除を目指した徹底した管理を目指し、
 - ①改正鳥獣保護法に基づく各都府県の第二種特定鳥獣管理計画の策定を進め、被害の軽減につながる効果的な捕獲を重視した積極的な管理への転換。
 - ②鳥獣被害防止特措法に基づく市町村における捕獲強化に向けて、加害群の実態把握と、状況に応じた捕獲等の取組を推進するとともに、緊急捕獲対策の活用や、ICTによる捕獲の効率化等を実施。

特定計画

- 著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な保護又は管理の目標を設定し、総合的な対策を実施。地域個体群の長期にわたる安定的維持を図る。

都道府県知事が策定

第一種特定鳥獣保護計画	第二種特定鳥獣管理計画
その生息数が著しく減少し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画	その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画	

環境大臣が策定

希少鳥獣保護計画	特定希少鳥獣管理計画
国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣(希少鳥獣)の保護に関する計画	特定の地域においてその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣(特定希少鳥獣)の管理に関する計画

計画達成のための三本柱

- **個体数管理**
目標設定を踏まえた適切な捕獲や、地域の実情に応じた狩猟制限等の設定による個体数調整
- **生息環境管理**
鳥獣の採餌環境の改善等による生息環境の保全・整備
- **被害防除対策**
防護柵の設置、追い払い等の被害防除対策の実施

第二種特定鳥獣管理計画を策定した場合に可能な狩猟の特例措置

1. 捕獲等が出来る期間の延長(狩猟期間の範囲内)
2. 捕獲制限の緩和
 - ① 頭数制限(1日に1人が捕獲する頭数)を緩和
 - ② 猟法制限(くくりわなの直径12cm以下)を緩和 等
3. 特例休猟区制度の活用

鳥獣被害防止特措法

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

【法律の目的】 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成



基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成
平成27年10月末現在、1,432市町村で策定

※都道府県と協議中のものを含む

(具体的な措置)

- 権限委譲：都道府県に代わって、**市町村**自ら被害防止のための鳥獣保護法の**捕獲許可の権限**を行使（権限委譲）
- 財政支援：**特別交付税の拡充**（計画作成後の駆除等の経費：交付率5割→8割）、**補助事業による支援**（捕獲・追い払い、侵入防止柵、食肉処理加工施設など）など、必要な財政上の措置
【農林水産省】 鳥獣被害防止総合対策交付金(平成28年度予算:95億円 / 平成27年度補正予算12億円)
- 人材確保：鳥獣被害対策実施隊を設け（平成27年10月末現在1,012）、民間隊員については非常勤の公務員とし、**狩猟税の軽減措置**、当面の間、隊員等に銃刀法の猟銃所持許可時の技能講習免除等を措置

鳥獣保護管理法と鳥獣被害防止特措法の連携

○鳥獣対策に関しては、環境省と農水省が関係。

○環境省は鳥獣の保護・管理に関する全般を対象に役割を果たし、農水省は農林水産業被害の対策が中心。

鳥獣保護管理法（環境省）

鳥獣被害防止特措法（農林水産省）

国

基本指針（環境省）

基本指針（農林水産省）

国指定鳥獣保護区の管理等

大臣協議（
整合性）

即して作成

鳥獣保護管理事業計画

（県が行う全般的な鳥獣保護管理事業の実施に関する計画：必須）

第1種特定鳥獣保護計画

（減少している鳥獣の保護に関する計画：任意）

第2種特定鳥獣管理計画

（増加している鳥獣の管理に関する計画：任意）

指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画

（集中的・広域的管理の必要がある指定管理鳥獣の捕獲等事業に関する実施計画：任意）

対象：都道府県

都道府県知事協議（
整合性）

即して作成

被害防止計画

対象：市町村

鳥獣管理全般

被害対策中心

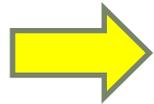
都道府県

市町村

課題の解決に向けて

○課題解決の方法

- ・特定計画策定の促進
- ・実行性のある計画の策定・実行



平成28年3月にガイドラインを改訂

- ・特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン
(ニホンザル編・平成27年度)

- ・パンフレット「ニホンザルの計画的な管理のために」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2d/index.html>

10年後（平成35年度）までに加害群の数を半減
＝「加害レベルを半分にする」

個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を地域の状況に応じて、適切に組み合わせて実施できるように、計画的な管理を目指す。

(参考) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン、種毎の保護及び管理レポート

- 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン：
特定計画を策定する際の具体的な進め方や、保護及び管理の目標設定の考え方等を示したガイドライン。

○特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン

ニホンジカ編、イノシシ編、ニホンザル編、クマ類編、カモシカ編
(パンフレット「ニホンザルの計画的な管理のために」)

○特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き

カワウ編(パンフレット「カワウの被害が減っていくー計画が導く確かな管理へ」)

- ・ニホンジカ、ニホンザルについて、H27改訂
- ・クマ類について、H28改訂に向けH27から検討中(「改訂のポイント」をHPにアップ中)

- 種毎の保護及び管理レポート：
保護及び管理を進める上で特に重要な課題に関する分析や最新の知見・技術を収集しとりまとめたレポート。

○保護及び管理に関するレポート (H24～)

ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類、カワウ

- ・毎年度作成し、都道府県へ配付